

稲美町教育委員会議事録

1 開催日時 令和6年5月23日(木) 開会 15時00分
閉会 16時53分

2 開催場所 稲美町役場305会議室

3 会議に付した事項

日程第1 諸報告

- (1) 行事・経過報告について
- (2) 5月・6月の行事予定について

日程第2 報告

報告第11号 専決処分したものに承認を求めることについて
専決第11号 専決処分書(稲美町幼稚園評議員及び学校運営協議会委員の委嘱について)

日程第3 議案

議案第5号 令和7年度使用教科用図書に係る稲美町教科用図書選定委員会委員の委嘱について

日程第4 協議

- (1) 令和7年度稲美町立学校長及び教頭採用候補者予備選考試験の実施について
- (2) 令和6年度稲美町教職員初任者研修計画について
- (3) 稲美町民間不登校児童生徒支援施設利用補助金交付要綱について

日程第5 その他

- (1) 4月分問題行動件数について
- (2) 令和7年度使用稲美町立学校用教科用図書採択方針について
- (3) 第2回稲美町文化会館運営審議会の報告について
- (4) 第2回コスモホール文化振興協会役員会の報告について

(5) 第2回図書館協議会の報告について(井上館長)

(6) 総務福祉文教常任委員会の報告について(総務福祉文教常任委員会資料参照)

4 出席委員

教 育 長	北 谷 錦 也
委 員	後 藤 哲 夫
委 員	本 多 澄 子
委 員	高 田 道 夫
委 員	松 田 緑

5 出席職員

教育政策部長	沼 田 弘
教育課長	奥 陽 一
学校教育担当課長	稲 葉 寛
人権教育課長	瀧 口 泰 広
スポーツ担当課長	中 澤 秀 俊
文化の森課長	中 嶋 聖 仁

6 開 会

教育長

委員の皆さまにおかれましては、お忙しい中ご出席をたまわり、誠にありがとうございます。

本日の会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により定足数に達しております。よって、会議が成立していますので、ここに開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております。

会議の傍聴についてですが、傍聴される方はいらっしゃいません。

次は、議事録の承認です。4月の定例会議事録をお手元に配付いたしておりますが、これを承認いただけますか。

各委員

異議なし。

教育長

「異議なし」の声をいただきましたので、議事録は承認されました。

次は議事録署名委員の指名であります。議事録署名委員は、稲美町教育委員会会議規則第16条第2項の規定により、教育長から指名いたします。本日は後藤哲夫委員にお願いします。

続きまして、私から、日程第1、諸報告ですが、別紙資料の通りです。

続きまして、各課より報告をお願いします。

教育課 (報告内容省略)

人権教育課 (報告内容省略)

生涯学習課 (報告内容省略)

文化の森課 (報告内容省略)

教育長

各課の報告について、何かご意見があればお願いします。

高田委員

5ページの生涯学習課の報告の中に、5月11日にホテル学習会と12日に加古小の体験活動が、どちらも水辺の里公園で行われていて、非常に魅力的なイベントだと思います。

私は加古の人間ですので、水辺の里公園と言ったら、保護者の方が運転して行くのかと思い、あるいは天満東小学校だったらそれほど遠くないので、小学校に集合して遠足のように歩いて行かれたのか、加古小から水辺の里公園まではだいぶ遠いので、土曜日、日曜日ですので、どのようにして参加されたのか、以前イベントを催したいと思うようなところにいたので、気になりまして、皆さんはどのようにして集まられたのか教えていただければと思います。

中澤課長

まずホテルの学習会なのですが、始まる時間が夕方6時ですので、基本的には保護者の送迎になります。

土曜体験活動の内容は、約30名が参加するので、恐らく送迎で来られているのかなと思っております。

教育長

ホテルの方は私も参加しまして、去年はすごく混雑しました。車が水辺の里公園の前の道路が大渋滞で、コロナ明けというものもあるのですが、兵庫県で1番早いホテルということで、それが神戸新聞で報道されたこともあって、町外からもたくさんの方が来られました。

その反省もあって、今年は予備の駐車場を用意したり、あるいは学習会の参加者を、近く为天満東小の5年生、6年生の中から希望者ということで限定をさせてもらったりしたことで、駐車場もそんなに混雑しなかったです。

それから地域学校協働本部の体験活動は、原則各小学校の希望者の方で、今回は加古小の方で行われたのですが、送迎は保護者の皆さんということでお願いしています。

後藤委員

4ページの人権教育課の5月16日のふれあい学習会アドバイザー研修で、今年の人権啓発ビデオは「大切な人」というテーマで、内容的にはどういうことを扱っているのか教えていただけますか。

瀧口課長

今回の「大切な人」ですが、インターネットにおける部落問題ということで、動画を上げて炎上したり、誰もが発信者になって、誰もが被害に遭うという、ネット社会の部落問題を学ぶというDVDになっております。

後藤委員

SNSを使って、誰でもいろんなことが発信できるいい面もあるのですが、特に部落問題に関し

ては、間違った考えがアップされるということで、お互いに気をつけなくてはならない、非常にタイムリーな内容だと思います。

他の報告いただいたものも、ずっと続いていることもあると思うのですが、特にふれあい学習会についての取組が、稲美町としてずっと続いているというのは、一つの大事なことだろうと思います。

ぜひ、いろいろタイムリーな内容を取り上げながら、じんけんわくわくスクール、それから、ころあつたか作品、いろいろ今月も来月も、そういった人権に関する内容が続いていくので、大切にしていってほしいなと思います。ありがとうございます。

瀧口課長

令和2年度はコロナ禍で、一つの自治会の実施だったのですが、去年、9割以上の自治会でふれあい学習会を開催することができています、これを維持しつつ、参加者を増やしていきたいと考えています。

教育長

次は、日程第2、報告第11号 専決処分したものに承認を求めることについて、専決処分書「稲美町幼稚園評議員及び学校運営協議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局から提案理由の説明を求めます。

奥課長 (説明内容省略)

教育長

このことについて、何かご意見はございませんか。

ご意見がないようですので、これより採決に入ります。報告第11号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

教育長

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

次は日程第3 議案第5号「令和7年度使用教科用図書に係る稲美町教科用図書選定委員会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局から提案理由の説明を求めます。

稲葉課長 (説明内容省略)

教育長

このことについて、何かご意見はございませんか。

ご意見がないようですので、これより採決に入ります。議案第5号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

教育長

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

次は、日程第4、協議(1)「令和7年度稲美町立学校長及び教頭採用候補者予備選考試験の実施について」及び(2)「令和6年度稲美町教職員初任者研修計画について」を事務局から説明願います。

奥課長 (説明内容省略)

教育長

このことについて、何かご意見はございませんか。

それでは私の方から最近、教職員のなり手がなくて教職員不足とか、あるいは管理職を敬遠してなり手が無いということもよく耳にするのですが、予備選考を行う中で、稲美町の現状、あるいは、教職員の初任者の状況等も含めて、教えていただけたらと思います。

奥課長

管理職選考に関しまして、校長会と連携し、他にも学校訪問等、管理職等とも面談する中で、人材の発掘ができるように動いております。現状は、年々受験者については減る傾向にございます。

教育長からご指摘いただきましたように、管理職選考を避ける傾向がないのかということ、それは否定できないところですので、今後も管理職とも連携しながら、その魅力も含めて、先生方に発信していくことができればと考えております。

初任者の状況、教員のなり手ということも含めて、同様のことが言えるかと思えます。

管理職になってみたいと思う者が出来ない職場というのも、一つ課題だとは思いますが、こちらからできる働き方に関するところも含めて、改善できるところ、そして新たに何か学校へ支援できることも含めながら、教員へのなり手が発掘できるような取組を行い、それを発信できるようにしていきたいと考えております。

教育長

先生方が熱意とやりがいを持って、このような稲美町の教育ができるように、これは私自身の思いも含めて、事務局の方で、各学校先生方の支援を今後もお願いしたいと思います。

次は、(3)「稲美町民間不登校児童生徒支援施設利用補助金交付要綱について」を事務局から説明願います。

瀧口課長 (説明内容省略)

教育長

このことについて、何かご意見はございませんか。

高田委員

民間不登校児童生徒支援施設というのはどのレベルで、補助金の対象にしようと考えておられるのか、いろんな施設があると思います。

有名で広告をたくさん出しているところ、あるいは広告がなくてもいいところとか、例えば加古川、明石、あるいはこの稲美町とか、そういう地域による限定はしておられるのか。

どんなところでも、例えば保護者の方が、こういうところに入ったので申請しますということ

とで、対象になるのかどうか、その辺りをお聞きしたいです。

瀧口課長

22 ページ、第 2 条の (4) 民間不登校児童生徒支援施設とは、ということで書かせていただいています。学校と教育委員会が連携して出席認定して、認定自体は校長がします。教育委員会が利用を認めた施設であってということで、必ず教育委員会の者、また学校長が民間施設へ行って、適切であるかというところを、町のガイドラインに従って判断させていただきます。地域も限定ということではなくて、稲美町内ではなくても、もちろん他県の施設であっても、また、恐らくこれから出てくるでしょうが、オンラインの施設もあろうかと思います。そういうところも含めて、学校長と教育委員会が認めた施設であるということが条件になる、ということをご認識していただければと思います。

教育長

現在も民間の施設に、お世話になっている子ども達が稲美町にもいます。

その子ども達を出席扱いとか、出席認定をするのかどうかというのは、子ども達の支援の 1 番の目的は、それぞれの子どもの社会的自立ですので、社会的自立を支援する、そういう環境があるのか、あるいはそういう支援をしていただける場所になるかということで、それはもうその施設が有名とか有名でないとか、そんなことではなくて、実際に、学校長と事務局の方で確認をしていただき、また、学校と教育委員会と、そのお子さんの成長について、連携が十分にとれる、そういう施設の認定をされた、そういうところに通っている保護者に支援をするものですから、その施設のある場所は、関係ないということになります。

本多委員

補助対象経費としないというところに、交通費が上がっていますが、これはなぜでしょうか。

瀧口課長

大体利用料が 3 万円を超えてくるところが多いと、授業料だけで恐らく 3 万円を超えてくるということ。交通費に関しては、出席認定した場合は、学生定期が発行できるようにしています。

後藤委員

いろいろ新しい取組をされているようで、この間テレビで見たら、オンラインで時間割があって、先生とずっと会話をしながら、画面上を通して一緒に体操をしたり、たまには実際に会って、みんなで遊んだり、非常にそれが私には向いていますというような放送をやっていました。

そういうものに参加するためには、やっぱりそれなりのお金がいります。そういう新しいデジタル機器を使ったものに対しても必要経費として出るのでしょうか。

瀧口課長

オンラインであっても、教育委員会と学校長で、出席認定を受けたということになれば、授業料に関しては、補助の対象になると考えております。

教育長

今事務局からありましたように、その施設と事務局、学校が連携を取らせていただいて、そこで子ども達が支援を受けることによって、子ども達がどんどん社会的に自立している、そう

いうカリキュラムを含めて、そういう環境が整備されているところでしたら、出席認定も積極的にして、またそれにかかる授業料の補助をしていこうということです。

教育長

他に何かご意見はございませんか。

ご意見がないようですので、協議事項を終わります。

次は、日程第5、その他(1)「4月分問題行動件数について」を事務局から説明願います。

稲葉課長 (説明内容省略)

瀧口課長 (説明内容省略)

教育長

このことについて、何かご意見はございませんか。

後藤委員

まだスタートしたばかりですが、小学校、中学校とも、不登校の低学年が、小学校3年生までの人数が少ない状態で、中学校も1年生、2年生、特に1年生がゼロでスタートしています。

このまま減少傾向になればいいかなと期待をしています。

最近ちょっと読んだ中で、小中学生もいろいろ、雰囲気が変わっていくのだろうなと思うのですが、例えば集団で6人7人いる中で誰かの先導で、わぁっとみんなで何かやっていくことに、ストップをかけるような子がいじめの対象になるとか、その流れに乗れない子が対象になるとか、そんなことを聞いて、最近の若い人の音楽祭は、全員立って、皆で手を振りながら、わぁっとやっていますね。そういうのを見るとちょっとぞっとするんですが、みんなで集団でそろってやるのがいいんだとか。そういったものが、特に若い人の中ではないか。

人間関係の中で、小さい頃から何かそういうムードがあるのかなという気がしているのですが、やっぱり一人一人いろいろ違って、私は小さい頃、大体それぞれの得意なことをみんなよく承知していました。あの子は勉強はダメだけど、足がすごく速いとか、力が強いんだとか、とても優しいんだとか、とても何かがうまいんだとか、そういったことの特徴で認め合っていて繋がっていました。そういうことがあったと思うんですが、それが普通だと思ったのですが、最近はそのようなことはあまり認められないというか、とにかくみんなで一緒になって何かするのがいいんだという風潮があるのでしょうか。

そういったものがずっとあると、やはりそれに乗っていけない子たちは必ず出てくるだろう。しかもそういう乗っていけない子の方が、存在価値があるというか、自分はこう思うんだというものを持っていると思うんです。だから、そういった子が不登校になっていくということになってくると、ちょっと大変だなという思いがあります。

ぜひ、学校訪問の中で雰囲気といいますか、子ども達が遊んでいる様子とかで、ちょっとずつ触れたいと思うんですが、何かそういう人間関係のありようが、時代とともに移っているのかなという気がして、そういったところに、不登校がずっと大きな問題となっているところもあるのかなという気がしています。

とにかく褒めないでくれと言われてたり、本当にそれはあるんです。みんなの前で褒められると困る、私からしたら不思議で、自信を持ってくれるだろうと思って言っても、そういうのは、みんなから浮くから、不思議で感覚として分からない、気をつけないといけないなと思ったりするんです。

瀧口課長

前々から個性は大事にということで教育をやっているのですが、言われるように同調圧力というところも問題になっております。授業の中で逆転現象が起こるとか、本当は少数意見が正しいんだよというような、そういった様々な視点で授業をしていただいて、学級経営をしていくと、どの子も認められるようなところもあります。もちろん不登校の子ども達の中に、大人数のところは苦手だという子もいます。ふれあい教室等で、さまざまな居場所を用意することも大事ですので、また褒めたらダメというようなところ、難しいところがあるのですが、基本的にはやはり、一人一人の個性が認められたというようなところが大切な部分になってくると思うので、その辺も含めて先生方にご教授できたらなと思っております。

教育長

時代の課題とか子ども達、学校教育だけではなくて、多様性と包摂性の時代と言われながら、この世界で起こっていることが、多様性を認めない、お互い認め合わないということで、紛争が起こったりしている。そんな現状を見ている子ども達が、大人の姿を見てというところもあるのかな。特に私たち自身も反省すべきところが多くて、ただ、今言われたように、それぞれが人と違っていいんだ、いや違っていいところがいいんだよということをお互いに認め合えるような、そういう学校教育活動を稲美町では続けていけたらなと思いますし、作り上げていきたいと思っております。非常に貴重なご意見をありがとうございます。

教育長

次は、(2)「令和6年度使用稲美町立学校用教科用図書採択方針について」及び(3)「第2回稲美町文化会館運営審議会の報告について」を事務局から説明願います。

稲葉課長 (説明内容省略)

中嶋課長 (説明内容省略)

教育長

このことについて、何かご意見はございませんか。

松田委員

先ほど文化会館の運営の審議会の報告をしていただいた内容の2番なのですが、1番上のところで昭和歌謡の100人liveのコンサートを2月でしたか、されたかと思うんですが、以前にジャズの方もされていまして、今後もまたその100人liveというのは開催される予定はあるのでしょうか。

中嶋課長

令和6年度においても、同じ時期に、昭和歌謡ということで開催させていただきたいなということで、振興協会の方で計画を練っておられます。

松田委員からお話がありましたとおり、以前にジャズをやっていたこともありましたし、その辺につきましては、今後いろいろ、どういうものかということや役員さんの中で検討いただきながら、計画していきたいと考えております。

松田委員

他のコンサートホールではなさっていない、面白い企画だと思いますので、ぜひ続けてされ

ていかれることを期待しています。

中嶋課長

もっとお客さんを入れても良いのではないかという声もあったのですが、近くで見ていただきたいというスタッフの熱い思いがあるのと、参加された方は特に昭和歌謡ですので、高年齢の方がたくさんおられますので、客席を使うよりも、同じ舞台の上でフラットな利用を考えていくと、100人と限定した方が良いのかなというお話をさせていただきました。

松田委員

この100人 live ではないのですが、コスモホールで演奏させていただいた人間から言わせていただくと、100名限定というのはすごく魅力的で、演奏する側としては、チケットのこともすごく考えないといけませんので、100名に売れておればいいというのだと、非常にありがたい企画でありまして、コスモホールは700人少し入ると思うのですが、2階を閉めてもなかなか1階は500席以上ありますので、お客様が入ったように見せるには、やっぱり300人ぐらいは入らないとなかなか入った感じはしないので、稲美町で300人にチケットを売るとなると、テレビに出ていらっしゃるような有名な方とか、今回また、渡辺美里さんがいらっしゃるみたいなので、こういった方だとすぐに売れてしまうと思うのですが、宝くじの文化公演ということですし、オーケストラが入ってされるので、すごく興味深いんですが、そういったものはすぐにチケットが売れると思うのですが、なかなかチケットを売るのも非常に難しい地域ではありますので、100人という、やる側からすればすごく気分的にはありがたい企画だなと思いますので、またぜひ続けていただけたらと思います。ありがとうございます。

高田委員

31ページの真ん中より少し下、質問意見等の中の上から二つ目の黒丸です。コスモホールのステージでする必要があるのか、交流館でできないのかという質問があって、そこから矢印がついていて、交流館は社会教育法に定める公民館なので、営利事業が認められていない、と回答しておられるわけです。

これ自体は、そうなのかと私も思うわけなのですが、私自身の認識をきちんとしておきたいと思ってお聞きするのですが、このページの1番上のタイトルは第2回稲美町文化会館運営審議会、だからこの、ここでいう文化会館というのは大きな概念で、その下に具体的な先ほど言いました、社会教育法に定める公民館である交流館というのが一つあって、それから大きなコスモホールがあって、この二つを合わせて、抽象的に文化会館と呼んでおられるのかということをお聞きしたいです。

その理由は、以前私が関わっていたとき、施設で、ヨガ教室を開いている女性の方で、インストラクターの方がおられたんです。その方が、自分のフェイスブックだったか、何だか忘れましたが、加古大池でヨガ教室をやっていて、こんなきれいな景色です。どうぞお越しください、という自分のやっていることの広告、自然な感じでそんな営業活動的なものではなかったのですが、そのことで、私や関係者は特に何も思わなかったのですが、フェイスブックなどを見た人が、広告しているということは、営利活動であると報告して、町当局に聞いて、そういうふうに思われるのはよくないということで、もう10年も前の話ですが、私たちはそれも納得したのですが、当時、私たちは何を思ったか、私たちがインストラクターの方に説明するのに、コスモホールは、お金を取って、大々的に宣伝して、運営しているではないかと。同じ稲美町の施設で、はっきり言いますと加古大池の管理棟ですが、そこは、そういうふうにはいけないのか。というのがね、非常に疑問だったんです。だからちゃんと、納得できる説明をその方にできなかった。

実際にはどうしたかという、営利活動ではないという、そういう一筆を書いていただくというのが、私たちに対する町当局の指導であって、そうですかということで、その方に、お願いしたというのが決着だったんです。

今それを思い出して、それがいいとかいけないとかいうことではなくて、もう一度、頭を整理するために、文化会館という施設があって、大きな抽象的な施設があって、それは、営利活動をしてはいけない交流館とコスモホールという二つの概念に分かれている。そういう理解でよろしいかというのをお聞きしたいです。

教育長

施設の方は、中嶋課長から説明していただきますが、そこは文化の森という、1つの施設なのですが、3つの施設が一緒になって文化の森を作っているということで、その3つについて中嶋課長説明をお願いします。

中嶋課長

先ほど教育長からお話いただきましたとおり、そもそも文化複合施設ということで、3つの施設を一緒に設置しています。

まず、円形の図書館がありまして、今、話題になっております文化会館ですね、こちらの愛称として、コスモホールがあります。コスモホールイコール文化会館ということでお考えいただきたいと思います。

それから、31ページの質問につきましては、ふれあい交流館で、三角形の建物、以前は別の場所にあった公民館です。公民館の愛称に近いふれあい交流館という名称を使って公民館事業をやっています。この公民館の2階に大きなホールがあります。このホールと、コスモホール(文化会館)と、大きさが違うホールではないかとイメージされるのですが、そもそも成り立ちが違います。文化会館については、例えば、先ほど渡辺美里さんのコンサートの話もありましたが、いわゆるプロが歌手として使っていただいた場合、料金を倍にさせていただいたりするなど、営利な事業がそもそも認められた施設であり、一方、公民館、ふれあい交流館2階といたすのは、社会教育法に基づく施設ということになりますので、地域の皆様に自主的な学習を促すような場所という位置づけにあります。先ほど高田委員がおっしゃったような営利が認められない場所ということになります。なので、文化複合施設は1つの施設にありながら、一方には営利が認められる場所、それがコスモホールです。もう一方のふれあい交流館2階のホールにつきましては、営利が認められない場所ということになります。ですので、100人liveが、この2階でできなかったのかというお話があったのですが、そもそも性質が違います。お金を取っていただくようなことであれば、コスモホールの方をお使いください。そういうことになってしまうということですので、コスモホールでお金を取るということは、確かにもともと条例でも認めているのですが、ふれあい交流館はそういうようなものは認めていないということです。

教育長

建物が一緒になって、一体的になっているのですが、3つのものが集まっている施設と考えていただけたらと思います。

私が子どもの頃は、いきがい創造センターが公民館になっていたのですが、それがコスモホールを作る時に移転して、文化会館、それから公民館・図書館という違う施設が寄っているところ、だから加古大池の管理棟とかも、ふれあい交流館と同じ扱いです。

沼田部長

町立施設で営利でも良いというのは文化会館(コスモホール)だけかなと思います。

公立の施設は、それぞれ目的があって作られているので、基本的には、営利を目的とした利用が認められていないです。

教育長

私の方から1点、教科書採択方針ですが、昨年小学校の教科書採択があり、ちょうどそのときにもお話をさせていただいたので、その前年、教科書採択をめぐって、一部教科書会社が教職員等に対して、不適切な接触があったということで問題になって、その反省もあって昨年は非常に公正に、小学校の教科書の採択が、各地域で行われたと聞いております。

私たちもそうなのですが、選定委員やあるいは調査委員として、ご協力いただく先生方等もいらっしゃいますので、そういう疑われることがないように、また事務局の方からも確認と、そのような接触があった場合、すぐに報告していただけるように、念を押していただけたらと思います。

次は、(4)「第2回コスモホール文化振興協会役員会の報告について」から(6)「総務福祉文教常任委員会の報告について」を事務局から説明願います。

中嶋課長 (説明内容省略)

瀧口課長 (説明内容省略)

沼田部長 (説明内容省略)

瀧口課長 (説明内容省略)

中澤課長 (説明内容省略)

沼田部長 (説明内容省略)

教育長

このことについて、何かご意見はございませんか。

後藤委員

7 ページの教育振興基本計画策定事業について、子ども達に意見聴取ということで、タブレット端末で、効率的に子ども達の願いを聴いた計画を立てていくということで、非常に良いなと思います。

もしタブレットでなければ、いろいろそれにかかるテーマとか、学校への負担というのも、集約するということが、一昔前であれば躊躇するようなこともあったかと思うんですが、科学技術を利用した良い例であると思います。

瀧口課長

委員のおっしゃる通り、これが無料でできるというのがすごいです。少しトラブルもあったのですが、今のところ意見聴取ができるように進めております。

また結果についても、教育委員会で報告できたらと考えています。

教育長

他に何かご意見はございませんか。

ご意見がないようですので、以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

なお、次回の定例教育委員会は6月27日(木)ですので、よろしく願いいたします。

それでは、これで本日の会議を閉会といたします。

本日は大変お疲れ様でした。ありがとうございました。